

Ⅱ．災害が発生したとき等の対応

1．災害発生時の対応

(1) 地震予知時

警戒宣言発令時には、自衛消防組織員は、別紙2の警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務により対応し、定められた任務に就くこと。なお、警戒宣言等が解除されたときは任務を解く。

(2) 地震発生時

大規模地震が発生した場合は、自衛消防組織員は、被災者の救出・救護活動、火災の消火活動、被害情報の収集、情報伝達と広報、被災者の救急・救助、避難誘導・収容活動及び被災者に対する給食・給水活動等定められた任務に就くこと。また、地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから、工学部が一体となって、自衛消防組織に重要物搬出班等を増強した「地震災害対策本部」を設置する。

(3) 風水害時

台風・集中豪雨等による風水害時において、自衛消防組織員は、状況に応じた配備体制が指令されたときには、気象予警報の収集伝達及び被害情報の収集、被害防除のための応急措置活動等の任務に就くこと。

(4) 火災時

大規模な火災が発生したときは、自衛消防組織員は別紙2の災害発生時の任務により対応し、定められた任務に就くこと。

(5) その他の災害時

社会的に重大な影響を与える恐れがある大規模な爆発又は大規模な事故（ガス爆発事故、危険物・火薬類・毒劇物施設における災害等）が発生したときは、自衛消防組織員は状況に応じた配備体制を敷き、被災者の救護・救助、避難、収容活動等の任務に就くこと。

(6) 施設に不慣れな来客者や障がい者の方などがいる時

来客者や障がい者の方など自力での避難が困難な者がいる時は、自衛消防組織員であるかどうかに関わらず、以下のとおり対応し避難活動を支援すること。

(イ) 施設に不慣れな方

(a) 避難路、避難場所等を伝達する。

(b) 必要に応じて誘導する。

(ロ) 聴覚障がいの方

(a) 所在を確認する。

(b) 筆談ボード・メモ等で情報を伝達する。必要に応じて携帯電話を活用する。

(c) 状況に応じて誘導、介助する。

(d) 避難先での情報伝達に配慮し、コミュニケーションを確保する。

(ハ) 視覚障がいの方

(a) 所在を確認する。

- (b) 音声，拡大文字等で情報を伝達する。必要に応じて携帯電話を活用する。
- (c) 避難先での情報伝達に配慮し，コミュニケーションを確保する。
- (二) 肢体不自由の方
 - (a) 所在を確認する。
 - (b) 状況に応じて誘導，介助する。

2. 災害対策本部の設置

学部長は，災害発生の情報を受けた場合は，工学部災害対策本部長（以下「本部長」という。）として工学部災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- (1) 本部長は，災害対策本部を統括する。
- (2) 副学部長及び安全衛生委員会委員は，本部長を補佐する。
- (3) 本部長は，本部長の職務を次の順位により代行させることができる。
 - ① 副学部長
 - ② 安全衛生委員会委員
- (4) 災害対策本部には，職員及び学生等の安否確認・救出保護，消火・物品・ライフライン，警備・避難住民及び教育等の対策を担当する班を置く。
- (5) 災害対策本部の設置場所は次のとおりとする。
 - 第1順位 設備室棟1階中央監視室（防災センター）
 - 第2順位 状況に応じ，本部長が指定した場所
- (6) 避難住民の受入

工学部キャンパスは，高松市林地区の非常災害時における避難所に指定されており，災害時に要請があった場合には，福利・図書館棟1階学生食堂を地域住民の方の避難所として開放することになっている。

3. 自衛消防組織員の任務の概要

学部長は，災害による被害を最小限に止めるため，香川大学工学部地区消防計画（以下「消防計画」という。）第28条に規定する自衛消防組織を別紙1のとおり編成するものとし，その任務は別紙2のとおりとする。別紙1の基本編成による活動では困難と認められる場合は，本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応をとる。

自衛消防組織員は，各所属又は動員先の任務に従い，速やかに行動できるよう事前に内容を熟知しておくこととし，自宅からの参集時の心得として次のことに留意すること。

- (1) 家族，家屋の安全を確認する。
- (2) 応急活動に適した服装を着用し，手袋，タオル，着替，水，食料，懐中電灯，携帯ラジオ，携帯電話など，任務に必要な用具を携行する。
- (3) 参集途上において火災あるいは大規模な人身事故等に遭遇したときは，直ちに適切な措置をとる。
- (4) 参集途上に知り得た被害状況又は被害情報は，参集場所の上司に報告する。

4. 災害情報の報告・伝達

自衛消防組織員は、各班長・地区隊長・通報連絡班等を通じて災害対策本部へ被害及び避難の状況報告を正確かつ適切に行うこと。

(1) 発生時

電話、口頭、電子メール等により被害発生の日時、場所、災害の原因、被害の程度等を報告するものとし、発生速報は逐次状況に応じて報告する。

(2) 中間報告

その後判明した被害状況、職員・学生等の安否及び救護状況等を逐次報告する。

(3) 確定報告

被害等が確定した段階で速やかにその状況を報告する。